

市川市少年センター設置条例

(設置)

第 1 条 本市は、少年（小学校就学の始期から満 20 歳に達するまでの者をいう。以下同じ）の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。

(名称および位置)

第 2 条 少年センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 市川市少年センター

位置 市川市鬼高 1 丁目 1 番 4 号

(事業)

第 3 条 少年センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 継続補導
- (3) 少年相談
- (4) その他少年の健全な育成を図る事業

(職員)

第 4 条 少年センターに所長その他必要な職員を置き、市川市教育委員会（以下「委員会」という。）が任免する。

(運営協議会)

第 5 条 少年センターの運営について委員会の諮問に応ずる機関として、市川市少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員)

第 6 条 協議会は、委員 15 名以内で組織し、委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第 7 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(補導員)

第 9 条 少年センターの事業を推進するため、補導員を置く。

- 2 補導員は、委員会が委嘱する。

- 3 補導員の定数は、160名以内とする。
- 4 補導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年3月25日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月25日条例第17号)

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月28日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月29日条例第14号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月28日条例第26号)

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第22号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。